

## 転居などの手続きはお早めに

3・4月は、就職や進学、転勤などで引っ越しをする方が多く、窓口が大変混み合いますので、手続きは早めをお願いします。

### ●市民課関係

こんなとき	手続き期限	手続きの際に必要なもの
他の市区町村または海外から引っ越してきたとき (転入届)	引っ越してから 14日以内	○転出証明書(転入前に住んでいた市区町村から交付を受けたもの) ○届け出人の印鑑 ○年金手帳・年金証書(お持ちの方) ○住民基本台帳カード(転入前からお持ちの方) ○在留カード(外国人住民の方) ○パスポート(海外から引っ越してきた方) ○戸籍謄(抄)本(海外から引っ越してきた方で中野市に本籍のない方)
市内で引っ越したとき(転居届)		○届け出人の印鑑 ○国民健康保険証(加入している方) ○年金手帳・年金証書(お持ちの方) ○住民基本台帳カード(お持ちの方) ○在留カード(外国人住民の方)
他の市区町村または海外へ引っ越すとき(転出届)	引っ越しする 14日前から	○届け出人の印鑑 ○印鑑登録証(登録してある方) ○国民健康保険証(加入している方。学生の場合は、あわせて在学証明書*) ※転出時に用意できない場合は、後日提出 ○住民基本台帳カード(お持ちの方)
会社を辞めて国民健康保険、国民年金に加入するとき	会社の健康保険を 離脱したときから 14日以内	○健康保険離脱証明書(保険の喪失証明) ○国民年金・厚生年金保険年金証書(60歳から65歳未満の方) ○年金手帳(お持ちの方) ○パスポート(外国人住民の方)
会社などに就職して国民健康保険を脱退するとき	会社の健康保険に 加入したときから 14日以内	○届け出人の印鑑 ○国民健康保険証 ○会社の健康保険証(被扶養者がある場合は、全ての方の保険証)

【本人確認をさせていただきます】 市役所窓口で手続きをする際には、ご本人であることを確認させていただきますので、官公庁から発行された顔写真付きの証明書(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、在留カードなど)をお持ちください。

### ●上下水道関係 ※上下水道課の窓口、または豊田支所で受け付けています。

こんなとき	手続きの際に必要なもの	手数料	電話での受付
転出・転居するとき (水道の使用を止めるとき)	○印鑑(電話で届け出される場合は、料金の精算の方法、転出・転居先の住所、連絡先をお知らせください)	無料	可
転入・転居するとき (水道を使い始めるとき)	○印鑑、手数料*など(料金を口座振替する場合は、口座番号、預金通帳登録印鑑をお持ちください) *手数料は初回料金に合算して請求します	500円	不可
所有者(使用者)が変わるとき (市民課などに転出入届けを出しても水道などの名義は変わりません)	○印鑑、土地建物などを購入した場合は、売買契約書の写しなど(家族間の異動の場合は電話でも受付可能です)	無料	不可 【例外あり】

※土・日曜日、祝日は、閉庁のため届け出の受付および水道の開栓、閉栓の対応はできませんので、事前に届け出をお願いします。(休日窓口開設日を除く)

問い合わせ・届け出先 市民課窓口係 ☎(22)2111(内線236)  
上下水道課営業係 ☎(22)2111(内線284)  
地域振興課(豊田支所内) ☎(38)3111(内線131)

## 休日窓口を開設します

年度末と年度初めに集中する住民異動などに伴う各種手続きについて、次のとおり休日窓口を開設しますので、ご利用ください。

開設日 3月22日、29日、4月5日、12日（いずれも日曜日）  
 時間 午前8時30分～正午  
 場所 市役所本庁の関係課窓口  
 取扱業務 下表のとおり（ただし、関係機関などに確認が必要となる業務を除きます）

取り扱い業務	担当課	電話番号
◎戸籍謄抄本、除籍・改製原戸籍謄抄本に関する証明書の交付 ◎住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の交付 ◎印鑑の登録、廃止の申請の受け付け、印鑑登録証明書の交付 ◎税関係証明書の交付 ◎戸籍届出、住民異動届の受け付け ◎国民年金保険料免除（学生納付特例を含む）申請の受け付け	市民課	市役所代表 (22) 2111 (内線236・237)
◎市税の収納 ◎税関係証明書の作成	税務課	(内線227)
◎国民健康保険の加入、脱退手続き ◎福祉医療申請（乳幼児等を除く）、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者総合支援法障害福祉サービスの受け付け	福祉課	(内線294・296)
◎水道の開閉栓手続き ◎水道、下水道料金の収納	上下水道課	(内線281)

※詳しくは、各業務担当課へお問い合わせください。

### 募集

## 中野市子ども・子育て支援事業計画（案）、 中野市障がい福祉計画（案）に対するご意見

中野市子ども・子育て支援事業計画（案）

市では、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の実施に向け、中野市子ども・子育て支援事業計画の策定を進めています。計画をより良いものにするため、広く市民の皆さんからのご意見を募集します。

○計画（案）の公表場所 子育て課、豊田支所地域振興課、市公式ホームページ

○募集期限 3月16日(月)

○提出方法 任意の様式に住所、氏名、電話番号を明記の上、「中野市子ども・子育て支援事業計画（案）に対する意見」と記載し、子育て課へ直接お持ちいただくか、郵送・ファクス・Eメールのいずれかの方法でご提出ください。

※直接お持ちいただく場合は、豊田支所地域振興課でも提出可能です。

問い合わせ・提出先

〒383-8614（住所記載不要）

子育て課子ども支援係

☎(22)2111（内線356）

ファクス(22)5923

Eメール kosodate@city.nakano.nagano.jp

中野市障がい福祉計画（案）

市では、平成27年度から29年度までの3年間の障がい福祉サービスに必要な見込量などについて定める、第4期中野市障がい福祉計画の策定を進めています。計画をより良いものにするため、この計画（案）に関するご意見をお寄せください。

○計画（案）の公表場所 福祉課、豊田支所地域振興課、市公式ホームページ

○公表期間 3月9日(月)～23日(月)

○募集期限 3月23日(月)

○提出方法 任意の様式に住所、氏名、電話番号を明記の上、「中野市障がい福祉計画（案）に対する意見」と記載し、福祉課へ直接お持ちいただくか、郵送・ファクス・Eメールのいずれかの方法でご提出ください。

※直接お持ちいただく場合は、豊田支所地域振興課でも提出可能です。

問い合わせ・提出先

〒383-8614（住所記載不要）

福祉課障がい福祉係

☎(22)2111（内線294）

ファクス(22)3879

Eメール fukushi@city.nakano.nagano.jp